(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
越前市塚町一〇八番から同市塚町二一七番まで	前	二八・九八～二九・〇二メートル	〇・〇五九キロメートル
	後	二八・九八～二九・〇二メートル	〇・〇五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年七月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録建築物調査機関の名称
　一般財団法人大阪建築防災センター
二　住所
　大阪市中央区谷町三丁目一番十七号
三　代表者氏名
　理事長　結城　恭昌
四　登録年月日
　平成二十五年六月十七日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
　一般財団法人大阪建築防災センター　大阪市中央区谷町三丁目一番十七号

○九州地方整備局告示第百三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号
　九予地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	前田　富雄、松谷蒼一郎、谷村　隆二、林　一彦、藤三　康博
変更後	相川　哲男、富田　耕司、平野　傳

(2)　変更年月日
　平成二十五年五月二十九日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	鐘ヶ江郁雄
変更後	—

(2)　変更年月日
　平成二十五年五月三十一日

○沖縄総合事務局告示第三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年七月八日

沖縄総合事務局長　河合　正保

第1　起業者の名称　沖縄県
第2　事業の種類　県道平良下地島空港線改築工事（沖縄県宮古島市平良字久貝ムイ原地内から同市伊良部字池間添長山地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　沖縄県宮古島市平良字久貝ムイ原、字久貝西ムイ原、字久貝大濱地内及び同市伊良部字池間添長山地内
2　使用の部分　なし
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、沖縄県宮古島市平良字久貝ムイ原地内から同市伊良部字池間添長山地内までの延長6,500mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道平良下地島空港線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち上記の起業地にかかる部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であることから、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
県道平良下地島空港線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
本路線は、沖縄県宮古島市平良字久貝ムイ原地内の国道390号との交差点を起点とし、同市伊良部字佐和田前原地内の下地島空港入口を終点とする延長14.9kmの宮古島と伊良部島を結ぶ道路である。
本路線の終点側にある伊良部島は、宮古島の西方に位置する離島で、現在、伊良部島と宮古島間の交通手段は、フェリーと高速船による定期航路が就航している。
しかし、フェリーや高速船による定期航路は、冬季波浪時や台風時に欠航することから、生活物資の輸送、宮古島への通勤通学にも支障を来しており、不便を生じている。また、医療施設においても、伊良部島には緊急を要する重症患者に対応できる総合病院がないために、救急患者が発生した場合には、フェリー等により島外の救急医療施設へ搬送しなければならない状況にある。
本件事業の完成により、伊良部島と宮古島の間に「伊良部大橋」が架橋され、宮古島と伊良部島の自由な往来が可能となり、円滑な交通が確保されることから、通勤通学の利便性及び観光地への周遊性が向上し、観光産業の振興等により地域の活性化が図られるとともに医療サービスの向上に寄与することが認められる。
なお、本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価法評価の実施対象外の事業であるが、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）に基づき、起業者が環境影響評価を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関していずれの評価項目においても環境に及ぼす影響は小さく、環境基準等を満足すると評価されている。
また、赤土等による水の濁りについては、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年10月20日沖縄県条例第36号）に基づき赤土等流出防止対策を講ずることによって、環境基準等を満足するとされており、起業者は、本件事業の施行に当たり、これらの保全対策を実施することとしている。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。